

高 第 9 0 1 号
令和 3 年 8 月 1 0 日

介護老人保健施設
介護療養型医療施設 管理者 様
介護医療院

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった在宅の要介護者の短期
入所療養介護サービスを利用した受入相談対応について (依頼)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。
また、施設の管理運営にあたっては、感染症防止対策を講じた上で事業を継続して
いただいていることについて、重ねてお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症においては、懸命な対策にもかかわらず、感染の再
拡大の勢いが止まらない状況であり、在宅の要介護者を介護している同居家族が、感染
者となり入院等をするケースも増えています。この場合、要介護者の状況や要介護者を
支援する環境など考慮し、様々な支援方法を検討し地域において対応しているところ
です。

県では、このような要介護者に対応するため、「高齢者施設等への応援職員コーディ
ネート事業」を実施し、対応できる環境を整えているところですが、利用者の状況に
よっては、短期入所療養介護サービスの利用が必要な場合も想定されます。

つきましては、常勤の医師が配置され、短期入所療養介護サービスを提供できる施設
(介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)において、県内市町村から濃
厚接触者となった在宅の要介護者についての短期入所療養介護サービスを利用した受
入相談があった場合は、状況を御確認の上、相談に応じていただくよう御協力をお願い
いたします。

なお、これまで一部の施設において、受入れ協力をいただいていたところですが、支
援対象ケースの増加に伴い、県内全域で相談対応体制を整える観点から、県内の短期入
所療養介護サービスを提供できる全施設に依頼しているものです。また対応にあたって
は、別紙を御参考ください。

問い合わせ先・提出先

○高齢者福祉課 介護事業者指導班

電話 043-223-2386 F A X 043-227-0050

E-mail kaigojigyoku@mz.pref.chiba.lg.jp

単独生活困難な在宅要介護者の家族が感染した場合の対応

1 趣旨、概要

在宅の要介護者を介護している同居の家族が、新型コロナウイルス感染者となり、入院することとなった場合、要介護者が一人となってしまう場合があります。

この場合、訪問介護サービス等の利用により、在宅生活を維持することができる場合もありますが、24時間介護が必要な場合などで、訪問介護サービス等の利用だけでは生活を維持することが困難な要介護者(以下「受入対象者」という。)については、短期入所療養介護サービスを利用することが必要となる場合があります。

このため、県ではこのような受入対象者に対して、短期入所療養介護サービスを提供できる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院(以下「介護老人保健施設等」という。)において、受入相談対応を依頼したところです。

なお、受入相談対応依頼は、介護老人保健施設等に限定していますが、これはPCR検査において陰性であった場合でも、その後、陽性となってしまうリスクがあることや、陽性となった場合、入院調整が必要となることなどから、常勤の医師が配置されている施設としているものです。

2 受け入れ対応方法

受入対象者が発生した場合、市町村から受入対象者の状況や家庭環境、担当の介護支援専門員等の受入対象者の情報について連絡をします。

施設が受け入れ可能である場合、受入対象者を担当する介護支援専門員やご家族、関係者の連絡先情報を伝え、施設から直接連絡調整していただきます。

短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、ご家族等に趣旨、費用負担等について説明し同意の上、提供していただきます。

3 介護報酬の請求等

受入対象者を受け入れた場合、短期入所療養介護サービスの利用者として、通常どおり介護報酬を算定することができます。

また、緊急的に受け入れることとなった場合、緊急短期入所受入加算を算定することができます。

なお、当該受入対象者は濃厚接触者であることから、受け入れに伴うかかり増し経費については、「サービス提供体制確保事業」(※1参照)の対象となります。

4 留意事項

受入対象者は、濃厚接触者であるため、事前にPCR検査を実施の上、陰性確認後

に短期入所療養介護サービスを利用することを想定しています。

しかし、PCR検査の結果が陰性であっても、感染していないことが確約できないこと、サービス利用中に発症し、陽性となってしまうことともあり得ることを十分に御承知ください。

なお、陽性が確認された場合は、原則入院調整が行われることとなります。(※1)

5 その他

- ・受け入れにあたっては、原則個室の確保をお願いします。ただし、夫婦の場合などで多床室を利用することも考えられます。
- ・受入対象者の搬送については、ご家族、市町村や介護支援専門員が調整するものと考えていますが、場合によっては施設の車両を提供いただくことも考えられます。

※1 サービス提供体制確保事業

【目的等】

- 新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められることから、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的に補助をします。

【対象事業所等】

- 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- 感染者が発生した介護サービス事業所等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

【対象経費】

- 国及び県要綱で定める限定列举された経費 ※詳細は今後お知らせします。
(主な対象経費)

- ・職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に要する費用
割増賃金・手当、職業紹介料、帰宅困難職員の宿泊費等
- ・介護サービス事業所等の消毒、清掃費用
- ・感染性廃棄物の処理費用
- ・感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
ただし、対象事業省等に該当した後に生じる費用に限る。